

『生前贈与と遺留分の放棄』

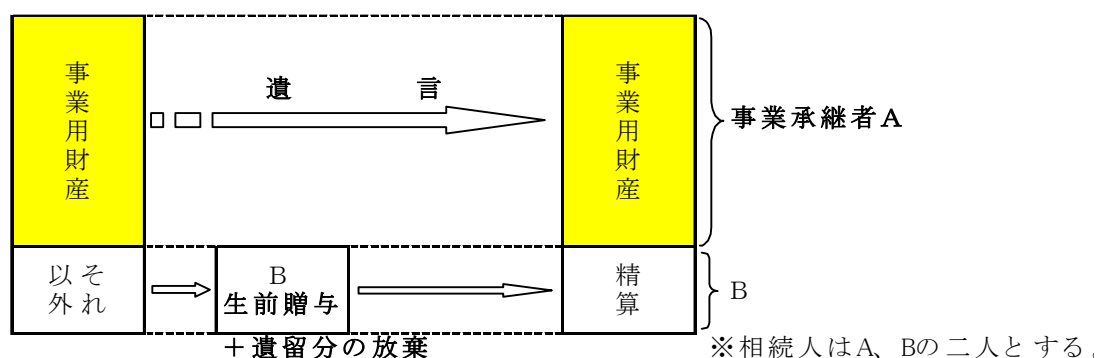
平成15年度の相続税法の改正により「相続時精算課税制度」が導入されたことで、大型の贈与が可能となり、相続対策に「生前贈与」という新たな選択肢ができました。そこで、今回は、生前の相続対策としての「生前贈与」と「遺留分の放棄」の活用方法について述べていくことにします。

1. 遺留分とは？

遺留分とは、相続人に留保された遺産の最低保証枠をいい、おおむね法定相続分の2分の1です。そのため、「全財産を長男に相続させる」という遺言書があったとしても、長男以外の相続人は、侵害された遺留分を取り戻す請求（これを「遺留分の減殺請求」といいます。）をすることができます。なお、遺留分を有するのは配偶者、子及び父母であり、兄弟姉妹には遺留分はありません。

2. 遺留分の放棄

たとえば、事業用財産を後継者たる相続人に全部承継させたいという内容の遺言があった場合に、遺留分の減殺請求によって相続争いが起こる可能性があります。そこで、事業を承継する相続人以外の者に、相続時精算課税等を利用して生前に事業用財産以外の財産を贈与し、その代償として「遺留分の放棄」をしてもらうのです。その上で、事業用財産を特定の相続人に相続させる旨を遺言で指定しておけば、遺留分をめぐる相続争いを未然に防ぎ、かつ、事業の承継を円滑に行うことができるでしょう（下図参照）。



なお、遺留分の放棄と混同されやすいものとして「相続の放棄」がありますが、民法では相続開始前の相続の放棄は認められていませんので、注意が必要です。

生前贈与の特徴は、本当に必要な時期に必要な財産を移転させることができることにあります。そのため、当事者双方、特に受贈者の満足度は高く、遺留分の放棄も納得の上で行うことができるのです。将来の相続争いを未然に防止するだけでなく、現在の満足(=幸福)をも得ることができるこれらの相続対策を、是非一度検討されてみてはいかがでしょうか。